

## 第3号議案 令和4年度名立まちづくり協議会事業計画（案）

### □はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大予防として“一人ひとりの命と暮らしを守る“ための「新しい生活様式」による生活が3年目に入りました。

“新しい”という言葉が3年も続けば、それは“普通の”、あるいは“当たり前”と言い換えなければならない時機にきているのではないのでしょうか。

そうした意味では私たちの日常や社会全体にもこれまでにない考えや発想が求められているように、私たちが暮らす名立のまちづくりについてもそうした思いをみんなで共有し、これまでの歩みを振り返るとともに、強い意志を持ってこれからの時代を切り拓いていくことが大切であると考えます。

名立まちづくり協議会は令和4年度も多くみなさんと一緒に“一人ひとりの生命と暮らしを守り、みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちづくり”（「名立まちづくり計画」から）に取り組んでいきます。

## ◇運営関係

### 1 会議関係

#### (1) 総会

4月28日 通常総会

- ・令和3年度事業報告・決算報告
- ・令和4年度事業計画（案）・予算（案）
- ・規約改正
- ・役員選出 ほか

#### (2) 三役会

4月8日 第1回三役会 以降、随時開催

#### (3) 運営委員会

4月18日 第1回運営委員会 以降、随時開催

#### (4) 部会

部会活動の活性化に向け、部会ごとに年間活動計画や個別事業の具体的検討を行う

#### (5) 地区振興協議会代表者会議

- ・随時開催

### 2 運営関係

#### (1) ホームページの維持管理

継続して当会の取り組みや名立の様々な“今”をタイムリーに、そしてわかり

やすく発信していく

## (2) NPO 法人化設立認可申請（新規）

令和 5 年 4 月 1 日の設立に向け、下記のとおり進める

### ①スケジュール（この間、必要に応じて運営委員会、町内会長説明会等開催）

- ・ 4 月～8 月 定款内容、役員人選、設立総会の日程ほか検討
- ・ 9 月～10 月 設立総会開催
- ・ 10 月～12 月 必要書類の準備
- ・ 12 月～1 月 県に設立認可申請
- ・ 3 月 設立許可
- ・ 令和 5 年 4 月 設立登記

### ②申請手続き

SBC 経営ブレイングループ（上越市北城町 4 丁目）に業務委託（予定）

## (3) 車両の買い替え

2 台の軽自動車のうち 1 台を買い替え、地域支え合い事業や外出支援事業などの利用者の安全性と利便性、効率性を高める

### ① 買い替え現車両（車両No.68-48）

購入年月日 平成 27 年 6 月

走行距離 13,818km（4 月 20 日現在）

### ② 買い替え新車両仕様

8 人乗りミニバンタイプ

### ③利用形態 地域支え合い事業、外出支援事業などの利用者送迎 ほか

## ◇自主事業

### 1 名立まちづくり計画の実現に向けて

#### (1) 名立まちづくり計画アクションプランの策定（新規）

##### ①趣旨

令和 2 年度に策定した名立まちづくり計画の実効性を高めるため、地域で取り組むことができる実行計画（アクションプラン）を策定する

##### ②作成手順

- ・ AP 策定委員会の設置
- ・ 各種団体へまちづくり計画 4 分野ごとの現状の取組みの把握～具体的な取組みの検討～AP としてのまとめ

##### ③スケジュール

- ・ 6 月 AP 策定委員会設置
- ・ 7 月～8 月 各種団体へ取組み状況の照会（アンケート方式）

- ・10月～ AP策定委員会での検討
- ・12月 APのまとめ

## (2) 名立まちづくり会議の開催

- まちづくりに関する主要団体代表者による意見交換、情報共有 ほか
- ・参加者：名立区総合事務所長、名立区地域協議会長、名立商工会長  
名立区住民福社会長、名立まちづくり協議会長
  - ・時期：5月 その後、随時開催
  - ・テーマ：今後のまちづくりに向けた課題解決に関するテーマとし、具体的にはその都度設定

## (3) 名立まちづくりフォーラム（見直し・継続）

- ・令和3年度開催の「名立のまちづくりフェスタ」を継承するとともに、各種団体等の交流兼意見交換、情報共有の場とする
- ・参加者：名立のまちづくりに関わる各種団体 ほか
- ・時期：11月

## 2 外出支援事業

- ・実施頻度 毎月1回
- ・行先 旧直江津・高田市街地のスーパー ほか
- ・車両 名立まちづくり協議会所有車両 ほか
- ・利用者負担 ガソリン相当分、1回300円

## 3 広報発行

- ・毎月発行し、全世帯及び賛助会員等へ配付
- ・まち協関連だけでなく、広く“名立のまちづくり”に関する内容も含める

## 4 名立のふるさと夏まつり

- 令和3年度に名立まつり検討委員会でまとめた“新たな名立まつり”の実施
- ・実施体制：関係団体等による実行委員会形式
  - ・時期：5月に実行委員会を開催し、具体的な内容を検討開始

## 5 健康ウォーキング事業

いつでも気軽にウォーキングすることで名立区民の健康維持・増進を図るサポートを行う

- (1) 内容…名立地区公民館体育館の使用
- (2) 時間…平日 9:00～17:00（\*体育館の利用申請が提出されている日時は使用不可）

- (3) 利用者…名立区在住の成人（\*18歳未満の利用は保護者同伴）
- (4) 利用料…不要
- (5) 利用方法…ウオーキングに限定し、その他の利用は不可
- (6) 手続き…希望者は当会まで連絡

## 6 地域活性化事業

- (1) 公民館連携事業「竹田勘兵衛翁生誕 230 年記念顕彰事業」（通称「夢プロ」）
  - ・上演 10 月 30 日（会場：名立地区公民館体育館）
- (2) 団体活動助成
  - ・当会の 4 部会や区内で活動する各種団体等が名立のまちづくりの推進に関する活動に対し助成
  - ・1 団体年間 3 万円を上限とする

## 7 地区住民組織活動助成

- ・区内 4 地区の住民組織の地域づくり活動に対し助成

地区名	助成基準額
不動地区	111,000 円
上名立地区	118,000 円
下名立地区	163,000 円
北部地区	295,000 円
計	687,000 円

## ◇業務委託及び事務委託事業

委託契約書等に基づき実施

### 1 業務委託事業

- (1) 名立地区公民館・名立コミュニティプラザ時間外等受付業務委託
- (2) 保育園通園バス運行委託
- (3) 草刈管理事業委託
- (4) 地域支え合い事業委託
- (5) 名立区敬老会実施事業委託

### 2 事務委託事業

- (1) 上越市交通安全協会名立支部事務委託
- (2) 名立体育協会事務委託